

新型コロナウイルス感染症対応緊急支援策のご案内

事業の継続、雇用の維持のため、国、県、市では緊急の支援策を実施しています。商工会は、支援策を役立てて頂けるよう、全力でサポートいたします。

「大急ぎで資金が必要」

- 売上減少が前年同月比▲50%以上の場合、
- ・個人事業者なら最大 100 万円
 - ・法人事業者なら最大 200 万円

の**持続化給付金**を支給します。



- ・スマートフォンから電子申請を行うことができます。
- 申請ページの QR コードはこちら→



- 商工会が確定申告サポートを行った個人事業者の方は、給付金申請に必要な**令和元年分確定申告書控(税務署收受印有)**を保管していますので、商工会にお問い合わせください。

※…只今、テナント事業者の方々のための「**家賃支援給付金**」が準備中です(6月18日現在)。

「税金や社会保険料の支払いが負担になっている」

- ・基本的にすべての税、社会保険料を対象に無担保かつ延滞税なしで1年間納付猶予。
- ・公共料金の支払いについても猶予。
- ・既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免。

「コロナで厳しい状況だけど、売上を回復させたい」

新型コロナウイルス感染症に対応するための新たな取組(デリバリーに適した商品の開発、等)に、**補助金を活用**することができます。

[小規模事業者持続化補助金、小規模企業経営力向上事業費補助金]

補助額上限 50 万円(上限 100 万円の特別枠あり)、補助率 2/3他にもIT 導入補助金、ものづくり補助金等があります。



商工会では、感染症の拡大防止に注意しながら、会員の皆様のサポートを行って参ります。



支援策の詳細について、商工会にお問い合わせください。

富士市商工会

電話 0545-71-2358(鷹岡事務所)
0545-81-1280(富士川事務所)
URL: <http://fuji-s.or.jp/>

